

No.	件名・内容	回答
1	<p>空き店舗等の活用に対する補助金について</p> <p>【内容】 空き家は補助対象には当たらないとのことだったが、「空き店舗等」とは具体的にどのような場所を指しているのか。全国的にも空き家の再生は注目されているため、空き家の活用に対する支援も行うべき。</p> <p>(受付No.) 30-2229 (受付日) 平成30年10月3日</p>	<p>上尾市空き店舗等活用推進事業補助金は、市内の空き店舗等を活用して創業する方を支援し、商店街活動の活性化やまちのにぎわい創出を図ることを目的として実施しているものです。</p> <p>補助対象となる「空き店舗等」とは、過去に事業で使われたことのある店舗、倉庫、事務所その他の事業活動の施設であって、概ね3か月以上継続して事業が行われていないものとしており、ご質問いただきました居住用の家屋については、対象とはしていません。</p> <p>しかし、ご指摘いただきました空き家の再生が全国的に注目されていることや創業希望者が創業場所として選ぶ物件は様々であることも認識しております。</p> <p>今後、皆さまのご意見や他自治体での取り組みを参考にしながら、空き店舗等を活用した創業者への支援制度のあり方を研究していきます。</p> <p>(担当) 商工課 (直通電話) 777-4441</p>